# 海外投資者への企業情報の開示

山 田 勲

はじめに

- 1 企業の海外資金調達動向
- 2 企業情報の国際的開示タイプ
- 3 諸外国の会計基準の差異
- 4 海外投資者への望ましい企業情報
- 5 望ましい企業情報開示への対応 おわりに

#### はじめに

企業活動が国際的に拡大するなかで、企業は海外投資者の意思決定に対してどのように対応してきているか。企業情報の作成にかかわる会計基準について会計専門家その他はどのように対応してきているかなどを今後の動向とともに考察する。日本企業の国際的な資金調達活動が活潑に行われている状況を分析することからはじめ、企業の海外投資者への情報開示、会計専門家などの望ましい情報開示への対応および今後の動向という順で考察する。

# 1 企業の海外資金調達動向

近年,企業は営業活動もさることながら金融活動も国際的規模で活潑に行っている。バブル経済が崩壊した1989年では,金融活動が下降傾向を呈し

たが、1991年から再び上昇に転じてきた。企業は経営活動の効率化のためには企業内部の営業活動の原価節約とともに、資本コストの低下をも検討していかなければならない。企業の目標は収益向上にあることはいうまでもない。このためには、製品の品質向上、設備能力の優秀性および信頼性、さらに設備の拡充などが重要な鍵となるが、現在の技術進歩の速い時代において、企業は企業目標の達成に困難な対応を求められている。

バブル経済が崩壊した 1989 年以降、日本の証券市場で資金調達した国内 企業は非常に少なかった。その年の東京証券取引所における日経平均株価が 半分にまで急落し、以後最近まで 2 万円以下であった。1994 年に入ってよ うやく日経平均株価は 2 万円を回復し、景気が上昇傾向に転じる兆しが現わ れた。

このような情勢において、海外証券市場における日本企業の資金調達は年々増えつづけており、1991年には全体の資金調達総額13兆5192億円の67.5%を海外に求めている。最近10数年間の傾向を調べてみても、全体の資金調達額の増加とともに、それに対する海外分の割合も相対的に増えた。バブル経済が崩壊した89年からはその海外依存度は全体の6割以上を占めた。

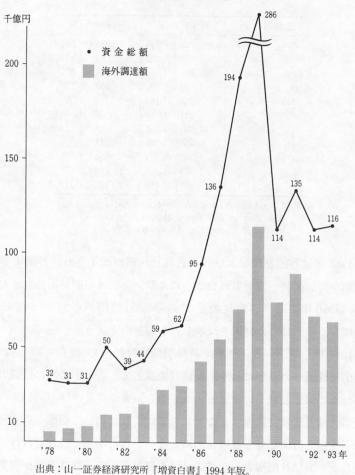
企業の資金調達が年々増大してくるとともに、外国資金の調達も増加しており、とくに80年を境に急激に増えた。このため外国の証券取引所における上場企業数が国内企業の上場数に対して大きな割合を占めるようになった。ヨーロッパの証券取引所には外国企業の上場数の割合が2~5割を占めるところもある。

海外証券市場での資金調達が好まれる理由はいくつか指摘できよう。

- (1) ひとつには外債発行金利の安さである。企業にとって資金計画にもと づいて必要な額を低コストで調達できることは企業経営目的達成には不可欠 である。スイス・フラン建ての起債はなかでも金利が安い。
  - (2) 企業活動の国際化により原材料の確保や輸出市場の開拓など海外事業

- 2 -

#### 企業の資金調達



のための投資や輸出債権を抱えるため、為替相場の変動を被り、資産価値における為替リスクを被る可能性がある。したがって、為替相場の変動による 資産価値のリスクを回避するひとつの方法として、投資債権の取得時にその 価額に見合う対外債務をつくることが考えられよう。

#### 上 場 会 社 数 (1989年)

〔( )内数值:%〕

証券取引所	国内企業	外国企業
アムステルダム	232 社(50)	228 社(50)
アメリカン	896 (93)	64 (7)
フランクフルト	809 (63)	474 (37)
ロンドン	1,993 (77)	583 (23)
マドリッド	369 (100)	0 (0)
ミラノ	211 (100)	0 (0)
ニューヨーク	1,604 (95)	89 (5)
19	459 (68)	217 (32)
シドニー	1,383 (97)	36 (3)
東京	1,571 (93)	112 (7)
トロント	858 (89)	103 (11)

出典: Salomon Brothers Arthur & Anderson & Co., Survey of Capital Market Effects of International Accounting Diversity, 1989.

- (3) 1980 年に外国為替および外国貿易管理法が改正され、外債の募集は 認可申請から届出制へ変更されたことにより、募集は原則自由となった。こ のため、1980 年以降外国資金調達が80年8560億円から81年1兆4019億 円に激増したことはこの経緯を反映したものといえよう。
- (4) 1981 年、商法が改正され、新株引受権付社債の発行が認可された。 転換社債は株式への転換により、社債は消滅してしまう。これは投資者にとっては元本の保証と利息の確定という安全な投資からリスクの高いまた未確定な配当の株式投資に転換することになる。これに対して新株引受権付社債は新株引受権を行使しても社債は消滅しない。したがって投資者は株式への投資機会とともに社債権者としての地位を確保できる。株式市場が停滞している状況では、転換の行使価額より株価が下回ることになり、企業の資金調達の方法にとっては普通社債よりも不利である。バブル経済が崩壊した1989 年から企業の海外での資金調達方法で普通社債による場合が大幅に増加した。

このような理由から企業の資金調達を海外から求める企業がますます増大

資金調達形態別推移 (構成比)

年	普通社債	転 換 社 債	ワラント付社債
1988	24.5%	12.7%	62.8%
1989	19.8	14.8	65.4
1990	57.3	6.5	36.2
1991	58.9	5.6	40.5
1992	60.3	5.5	4.2
1993	52.4	13.6	4.0

出典:山一証券経済研究所『増資白書』1994年版。

してくることになるだろう。このため企業は海外の資金提供者である投資者 に対してその意思決定に必要な企業情報を提供しなければならない。これら の企業はどのような企業情報を提供してきたかをつぎに考察しよう。

# 2 企業情報の国際的開示タイプ

国際的な資金調達が増大してきたのに伴い、調達企業の有価証券が海外の証券市場で発行、売買され、海外投資者によって所有されている。このため、当該企業は企業情報を外国の情報利用者である投資者に公表している。海外に支店または関係会社を所有して国際的に事業活動を行う企業は、親会社としての企業集団の企業情報を自国の投資者に提供しなければならない。この場合は自国の投資者が理解しやすい自国の基準で作成された企業情報の提供を受ける。一方、海外の情報利用者への企業情報の提供では、政治、経済、文化が異なる国では、当然、言語、法律、社会の仕組みも多くの点で異なるが、調達企業は外国の投資者に企業の状況の判断や投資機会を向上させるため、これまでいろいろな方法で企業情報の開示が行われてきた。諸外国における企業情報の開示状況を概観すると、6つのタイプに分類される。

- (1) 便宜的な翻訳
- (2) 特別な情報の提供
- (3) 在外子会社の報告

- (4) 便宜的な財務諸表
- (5) 報告書の改訂
- (6) 補足的な取替原価情報の提供

タイプ(1)は財務報告の言語だけを資金調達国の慣用語に翻訳する方法で、オランダ、独、スウェーデンおよびスイスの多くの企業が6カ国語に自国の財務報告を翻訳して提供した例がある。外国の投資者が精通している基準とは異なる基準で作成している場合でも、それを正しく理解させ解釈させるために特別な努力が払われなければならない。これには企業にとって多大な努力と時間を必要とする。

タイプ(2)は企業の財務報告の基礎を成す会計基準や実務を説明する方法である。財務報告の基礎となる会計基準や実務の説明を併せて提供することにより財務報告の解釈に有益であるが、自国の会計基準と実務との違いによる影響をも併せて分析する必要がある。

タイプ(3)は企業の子会社が各々の国の会計原則や基準に従って独自の財務報告を作成して提供する方法である。国際的に事業活動を展開している多国籍企業は国際的な規模で全体を包括した連結財務諸表によって財務報告を行わなければならない。したがって、このような個々の子会社単位の財務報告は投資者をミスリードな意思決定に導いてしまうだろう。

タイプ(4)は財務報告の言語と貨幣額を資金調達国のそれらに変換する方法 である。財務報告の基礎にある会計基準や実務の差異について何ら指示しな いため、資金調達国における他企業との比較分析が同じレベルでなされてし まうおそれがある。

タイプ(5)は資金調達国の会計基準や実務に従って財務報告を再表示する方法である。確かにこの方法は自国と同じ会計基準や実務で改訂されることから有効であるが、費用と時間が多大にかかる。

タイプ(6)は財務報告の一部 (連結財務諸表の付録) に補足的な取替原価情報 を表示する方法である。財務報告の付録として取替原価を部分的に適用させ

**-** 6 **-**

て作成することは無用の混乱を引き起こすおそれがある。

これら6つのいずれかにより企業が海外から資金調達する場合には、調達国の投資者に企業情報を提供することになる。日本の主要企業15社が行った海外の投資者に対する英文年次報告書が海外でつぎのように評価されたことがある。評価基準として連結財務諸表、会計方針の開示、セグメント情報の開示、価格変動情報の開示、監査範囲と意見、非財務情報(会社の組織、雇用、付加価値、株価、会社の目的、将来の見通し)の6つが設定され、良、可、やや不可、不可の4段階によって日本企業全体が総合評価された。日本の企業の総合評価は可であったが、個々の評価基準ごとの結果をみると、つぎのようであった。

連結財務諸表 ——良

会計方針の開示 — 可

セグメント別情報 ——不可

価格変動情報の開示 — 不可

監査の範囲と意見 — 不可

非財務情報 — 可

日本企業の総合評価は可であったが、日本企業 15 社のうち 7 社の英文年 次報告書は米国 SEC 基準に従って作成されたことから、そのような評価を 受けたものと思われる。当時日本では連結財務諸表制度がいまだ導入されて いなかった。

外国企業の年次報告書の総合評価について主要国をみると、良の評価では 米国・英国・カナダ、可の評価では日本の他に仏・豪、やや不可の評価では 独・スイス・伊、不可の評価ではスペインであった。伊やスペインは前記1 で示したように証券取引所には外国企業が上場されていなかったし、両国企 業も海外からの資金調達による海外投資者への企業情報の開示が十分成熟し ていなかったと思われる。

このような情況のもと、企業は外国の情報利用者の投資決定に役だつ国際

的な財務報告を行うことが効率的な資金調達にとって不可欠である。各国の会計制度が異なることから、外国の企業が公表する財務報告は自国のものと比較分析することを困難にさせており、また海外投資者の経済的意思決定をミスリードする可能性を与える。国際的規模での企業の海外資金調達に対して、このような海外投資者に対する企業情報の提供状況に鑑みて、1960年代以降、財務報告の比較可能性を改善する活動の一環に会計基準等の国際的統一化の運動が急速に展開された。この背後には、その要因のひとつに国により会計基準が異なる点が指摘されている。この点についてつぎに考察する。

# 3 諸外国の会計基準の差異

海外の投資者が増大するにつれて企業によって作成される財務報告が比較 可能な形で提供されるよう一層の要請が現われた。不幸にも企業による海外 の投資者への財務報告はそのままでは比較できない場合が多い。そして会計 基準も国により異なっていることから、さらに企業情報とくに財務情報の評 価を複雑にさせている。主要な会計基準の差異は下表のようである。

会計基準の差異

	米国	日本	英国	14	独	オランダ	スイス	カナダ	伊
研究開発費の繰延計上	NA	AC	AC	AC	NA	AC	AC	AC	AC
固定資産の再評価	NA	NA	A	A	NA	AC	NA	NA	AC
後入先出法の棚卸資産評価	A	A	A	NA	AC	A	A	A	A
年 金 費 用 会 計	R	A	R	NA	AC	R	A	R	NA
ファイナンスリースの資本化	R	AC	R	A	R	R	A	R	A
税 効果 会計	R	AC	A	AC	A	R	A	A	A
外貨換算のカレントレート法	R	AC	R	A	A	R	R	AC	R
企業合同のプーリング法	RC	AC	AC	NA	AC	A	A	A	NA
持 分 法	R	R	R	AC	A	R	R	R	A

強制——R 条件付強制——RC 容認——A 条件付容認——AC

不 可—NA

出典: Choi, F. D. S., 1991.

表にみるごとく一国の会計基準は外国のものと必ずしも一致していない。 この不一致性のため,投資者,債権者その他の企業情報利用者が外国企業を 分析する場合には,かれらは不利な立場におかれる。異なる会計基準で作成 された財務情報にもとづいている場合には、外国の財務情報を正しく解釈す るための付加的な努力がないならば、情報利用者は適切な結論をそれから得 ることができないだろう。会計基準は多くの要素によって影響を受ける。そ れは一国の経済、社会、政治環境に結びつけられている。また会計基準は外 国の会計基準によって、たとえば地理的便利さや経済依存性により、米国の 会計基準に大いに影響を受けている。会計基準の量は国により異なる。経営 成績や財政状態を示す財務諸表を作成開示する方法を規制する詳細な基準が 国によっては強制されることもある。経済先進諸国は国内の会計基準を制定 するための制度上の機関を設置している。米国政府は1933年証券法と1934 年証券取引法の証券諸法によって SEC を設置し、会計基準の制定権限を授 与したが、SEC はこの領域における自分の権限の大部分をプライベート・・セ クター (現在、財務会計基準審議会-FASB) に委譲した。米国は最も進んでい る経済システムに対応した会計基準を制定してきた。SEC は投資者や債権 者に対する番犬 (watchdog) として要請され、会計基準の展開を監視してき た。米国の会計基準ほど洗練されてはいないが、カナダや英国の会計基準は 徐々に経済や資本市場の成長とともに展開されてきた。

税務会計と財務会計との調整が要求される仏・独・日本はあまり詳細に会計基準を規定していない。また会計基準に規定がない場合,実務家は時々外国の,より発展している会計基準を参考にする。たとえば、日本やカナダでは自国に指定の会計基準がないとき、米国の会計基準を参照することがしばしばある。さらに独では債権者保護を重視することから、保守主義的な会計基準が制定されがちである。

このように経済先進主要国は類似事象を異なる会計処理基準により規定している状況にある。類似事象に対して異なる会計処理基準が適用された場合

には、その結果それが経営業績に異なった影響を及ぼすことになってしま う。

### 4 海外投資者への望ましい企業情報

わが国の財務報告に対する評価は残念ながら総合として良の評価は得られなかったが、年次報告書に記載されるべき諸項目は何かについて、各方面で検討されてきた。望ましいと考えられる年次報告書の諸項目として、つぎのものが提示された。

主要財務数値

社長からのメッセージ

営業の概況説明

財務の概況説明

セグメント別情報

主要な事務所,子会社,関連会社の一覧表

監査報告書

連結財務諸表と注記

株式および株主に関する情報

企業の組織取締役および従業員

その他現在および将来の投資者, その他の利害関係者が企業の営業およ び財務につき理解するために望ましいと考えられる情報

これらの項目につき若干その内容について概説する。主要な財務数値として示されている項目は12項目で、このうち6項目は経営成績に関するもので、その他の項目は財政状態に関するものである。

経営成績の項目――純売上高 支払利息 割 引 料 税引前利益 当期純利益 1株当たり利益

財政状態の項目――運転資本

有形固定資産 総 資 産 社債・長期借入金合計 純 資 産

期末現在発行済株式数

これら各 6 項目は、主要な財務数値として 2 つの観点から企業の業績を的確に表わすものと選ばれたものであるが、これら以上の項目ではその焦点がぼやけるという理由から絞りこまれたものである。経営成績を表示する項目でとくに際だったものとして支払利息と割引料が重要である。日本企業は元来自己資本比率が低いという特徴があり、支払利息や割引料という金融費用が企業の経営成績に大きな影響を与える場合が多いため、主要な項目のひとつとしてあげることが望ましいとされたものである。

財政状態の面では、企業の支払能力をみるために運転資本の他に資金の固定化の要因である有形固定資産の項目、さらに企業資金調達の安全性の評価にとって社債と長期借入金合計が望ましい項目とされた。

その他の社長からのメッセージ、営業および財務の概況の説明については、企業の次年度以降の重要な長期経営方針・施策などにつき記述し、それらにもとづいた企業の経営全般とくに営業および財務についての具体的な実施状況を説明することが望まれる。営業の概況についての具体的な項目は事業部門ごとに製品の特徴、市場占有率および収益力などであり、財務の概況についてのそれは企業の支払能力、固定資産への投資とその資金調達、さらに経営成績ならびに研究開発費などである。企業の支払能力についてはその確保のための資金が内部源泉と外部源泉の動向に合わせて固定資産(設備)

投資との関連で明示されることが望まれる。

経営成績に対しては収益・費用の主要な項目のなかで大きな影響を与えた 要因とその影響額について分析し、今後の収益力への反映を示すことが望ま れる。また将来の経営成績、なかんずく企業の盛衰にかかわる研究開発費に ついて具体的な説明はともかく、その重視している取組みを何らかの形で説 明することは誠意ある企業情報の開示といえよう。

これら以外の項目についてはとくに企業情報開示の国際的協調という観点 から営業・財務の概況を理解するうえで必要とされよう。

以上,海外資金調達を行うために海外の情報利用者への企業情報開示において望ましい項目は何かについて,SEC,OECD などのガイドラインを参照して指摘されたものである。

### 5 望ましい企業情報開示への対応

これまで、企業情報の海外投資者に対する開示がいかに行われ、どのような評価を受けたかについて考察し、それに対して、海外投資者にとって何が望ましい企業情報かについて提示した。そのような分析および指摘に対して、具体的にどのような対応が公・私の観点から推進されているかをこれからみてみよう。それには2点について、すなわち日米構造協議と職業会計士団体一公認会計士協会の活動について調べる必要があろう。

### 1) 日米構造協議への日本政府の対応

日米構造問題協議フォロー・アップ第2回が1992年7月30日に開かれ、 年次報告が公表された。これには日本側の措置と米国側の措置が提起され、 それぞれ両国の経済が効率的に、公正かつ自由な競争を維持・促進できるよう具体的に対応するものである。

日本側の措置として貯蓄・投資パターン、土地利用、流通、排他的取引慣

- 12 -

行,系列関係,価格メカニズムに関するものである。とくに企業情報の開示に関連する措置としては系列関係のものである。企業間に系列関係が存在する場合,系列企業は一定の経済合理性を得ることができるが,反競争的取引慣行を引き起こし,対日直接投資を阻害するおそれがある。日本政府は企業間の系列関係を背景とする企業者間取引の公正な競争および取引の透明性の確保のため,また外国企業のわが国市場への参入の円滑化のため,つぎのようないくつかの措置を実施してきている。

公正取引委員会活動に対する検討 対日直接投資の促進 公開買付け制度 (TOB) の見直し ディスクロージャーの改善 会社法の見直し

公正取引委員会に対しての措置として株式の持合関係がある場合を含め、系列関係にある事業者間取引の監視、「流通取引慣行に関する独禁法上の指針」の作成公表による指導の徹底、企業集団の調査分析という3点について公正な取引の促進のための措置を講じた。対日直接投資の促進については、外為法の改正(対日直接投資・技術導入の事前届出制から事後報告制への変更)により外国投資者自らの判断で直ちに投資を実施でき、それを事後的に報告すれば足りる制度となった。また TOB についても事前届出制が採用されていたことから、それが投資障壁となっていた。その制度に関する規定は証券取引法に講じられているが、これが1990年6月に改正され、同年12月1日より施行された。企業情報の開示の改善として「株券等の大量保有の状況」に関する開示制度(いわゆる5%ルール)が日米構造協議最終報告書に記載されたとおりその導入を図るため、証券取引法が1990年6月に改正された。系列問題の企業情報開示は関連当事者間取引の開示の充実、連結財務諸表の有価証券報告書本体への組み入れおよび個別財務報告における主要顧客別の売上高の開示などについて実施されている。セグメント情報では日本側の措置と

して事業別,国内・在外別の区分を採用することであったが,これらも実施された。セグメントの区分において地域別の海外子会社群ごとの区分が海外 先進国で採用されており、投資者保護の充実のために可能な措置を模索する ことが日本政府により確認されている。

ディスクロージャーおよび株主の権利の拡充という観点から会計帳簿の閲 覧謄写のための株主の持株要件を一定程度緩和することにより株主の会計帳 簿へのアクセス,さらに株主の代表訴訟制度が改善されてきた。これにより 日本政府は株主総会が適切に運営され、非居住者の海外株主の議決権の行使 に支障のないよう配慮がなされることが期待されている。

### 2) 職業会計士団体の対応

前節での日本政府の対応に対して、職業会計士団体の対応は、主要先進国の職業会計士団体によって設置された私的民間機関の国際会計基準委員会 (The International Accounting Standards Committee = IASC) を中心とした会計基準の国際的調和化の動きである。IASC は1973年6月に米国・カナダ・メキシコ・英国・独・仏・オランダ・豪・日本の9カ国の職業会計士団体によって設置された。この委員会は投資者によって財務諸表の比較検討ができるよう、各国間で異なる会計基準を適切で調和のとれた国際的に比較可能なものを制定し、促進することをねらいとした。IASC は1973年創設以来1992年2月まで国際会計基準を公表してきた。

- No. 1 会計方針の開示
- No. 2 取得原価主義会計における棚卸資産の評価および表示
- No. 3 連結財務諸表
- No. 4 減価償却会計
- No. 5 財務諸表に開示すべき情報
- No. 6 物価変動に関する会計上の対応
- No. 7 財政状態変動表
- No. 8 異常損益項目,前期損益項目および会計方針の変更

- No. 9 研究および開発活動の会計
- No. 10 偶発事象および後発事象
- No.11 工事契約の会計
- No. 12 法人税等の会計
- No.13 流動資産および流動負債の表示
- No.14 セグメント別財務情報の報告
- No. 15 物価変動の影響を反映する情報
- No.16 有形固定資産の会計
- No. 17 リースの会計処理
- No. 18 収益の認識
- No. 19 事業主の財務諸表における退職給与の会計
- No. 20 国庫補助金の会計および政府援助の開示
- No. 21 外国為替レート変動の影響の会計処理
- No. 22 企業結合の会計処理
- No. 23 借入金費用の資産化
- No. 24 特別利害関係の開示
- No. 25 投資の会計処理
- No. 26 退職給付制度の会計と報告
- No. 27 連結財務諸表ならびに子会社に対する投資の会計処理
- No. 28 関連会社に対する投資の会計処理
- No. 29 超インフレ経済下の財務報告
- No. 30 銀行業および類似する金融機関の財務諸表における開示
- No. 31 ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告

### このような IASC の活動に対していろいろな評価がなされてきた。

- (1) 公表された国際会計基準 (No. 1~31) は多数の代替的会計基準を認めているため事実上基準たりえない。国際会計基準は類似する取引および事象に複数の会計処理を認めている。
- (2) 国際会計基準の適用範囲が限定されているために具体的指針として機能しえない。これらの基準は国際的資本市場における資金調達に用いられる財務諸表にのみ適用される会計基準として制定・公表されている。これらは当初は国内基準の各国での調和化として動きだしたが、現在は統一化の方向

での国際会計基準の見直し・改善作業が進められている。

- (3) 米国や日本などの影響力の大きい国が国際会計基準を軽視してきた。 米国財務会計基準審議会会長 Dennis R. Beresfond 氏は、米国の一般に認められた会計原則は他のどの国よりも質と量の両面において最高であると自負しており、国際会計基準の指針として米国の会計基準を徐々に各国の基準に取り入れる形で会計基準の国際化を図ることを主張したことがある。
- (4) 委員会の構成員が職業会計士団体のみである。IASC はプライベート・セクターの会計基準設定主体であり、国際連合、OECD、EC委員会または各国政府等の公的関係機関などから会計基準設定の権限を委任されていない。このため、IASC が制定した会計基準は権威あるものと認められず各国の制定機関による会計基準に取って代わるものではない。

### 3) 最近の動向

このような IASC の活動に対する評価に対して注目されることが2つある。ひとつは1989年1月に公開草案 No. 32「財務諸表の比較可能性」がIASC から公表されたことである。公開草案 No. 32 の以前では、前述したように、公表されている国際会計基準では複数の会計処理を認めており、それらをオプションとして選択できる幅を広げていた。これら複数の会計処理の選択可能性に対して、公開草案 No. 32 は選択の余地を可能な限り狭めるという突っ込んだ作業に取り組んだものである。そしてそれは国際会計基準を国際的に比較可能な財務諸表の作成基準とするために、類似する取引および事象について認められていた選択可能な複数の会計処理のうち、ひとつの会計処理を残して他のすべての会計処理を除去することによって会計処理の選択性を排除するという提案であった。この提案は29項目にわたるが、これらのうち21項目については発表確定済の国際会計基準を改訂すること、また3項目については発表確定済の国際会計基準を改訂すること、また3項目については提案と異なる内容を再公開することとし、5項目については今後の作業の結果待ちという形でとりまとめられ、改善プロジェクト

として趣意書が公表され、具体的な改善作業に入った。その改善作業プロジェクトにより、類似する取引および事象に対して原則的に特定の会計処理を指示し、一部の類似する取引および事象の会計処理は複数の会計処理が選択できるものとして、ひとつを標準処理に他のものを許容される代替処理にするよう優先順位をつけた。改善作業プロジェクトは1993年末までにほとんど完了しており、プロジェクトにおりこまれていない新たな分野の会計基準について併行的に行われている。

もうひとつの注目されることは証券監督者国際機構 (IOSCO) による国際会計基準に対する対応である。この国際機構は1974年米国およびカナダによって中南米諸国の資本市場の育成のため設置された機構である。この国際機構は各国の公的機関である証券取引委員会から成る。日本は1988年加盟している。現在この国際機構は主要先進国の証券監督者の直面する問題についての意見交換および情報交換の場,さらに特定の証券政策についての共通のコンセンサスを模索する場として機能している。これらの機能を遂行するうえで、4つの作業部会を設置して、それぞれつぎのような役割を果している。

第1作業部会は多国家間ディスクロージャーと会計基準部分と呼ばれ、 米国・英国・カナダ・オランダおよび日本がメンバー国で、各国のディスクロージャーと会計基準の問題を扱っており、他の3つの部会は証券流通市場の規制部会、証券市場仲介者に関する規制部会および情報交換部会である。現在第1作業部会はISACの作業に関心を示して、IASCの公開草案No.32の改善(起草)委員会にオブザーバーを送って、改善作業に参加している。しかしIOSCO は依然として国際会計基準を認知していない。当初、IOSCO としての正式な見解でなく、オブザーバーの個人的見解が表明され、その結果IASCの改善は二転三転と変更された。そのひとつが、棚卸資産評価において代替的会計処理方法のひとつとして後入先出法を認めるかどうかに関する見解であった。オブザーバーはそれを代替的会計処理方法と は認めないという見解を述べたが、その後の議論で当初の見解を翻し、後入 先出法を代替的会計処理方法のひとつとして認めるという意向を示した。こ のような状況もあって IOSCO が国際証券市場での投資者保護の立場から財 務情報の比較可能性に関心を持ち、オブザーバーとしての立場ではあるが参 加し、見解を表明してきている。企業が海外の証券市場での資金調達をする 場合、企業の財務報告は国際会計基準に準拠しなければならないという認知 を IOSCO から受けることが、その比較可能性を達成することのできるひと つの解決策であると考えられている。しかし国際会計基準自体がいくつかの 代替的会計処理基準を容認している状況では、IOSCO はそれを認知しない だろうし、その比較可能性も得られないだろう。

#### おわりに

企業活動が国際的な規模で行われている時代で、企業の資金も海外から調達されている。企業は海外の企業資金提供者である投資者にかれの意思決定に役だつ情報を提供することが望まれている。企業が海外投資者に提供した年次報告書の評価分析によれば、各国別にその作成の基礎となる基準が異なったため、それぞれ各国の企業が提供した年次報告書の評価は種々に分かれた。

海外で事業活動や資金調達を行う企業が提供する企業情報は何が望ましいかについて、いくつかの団体が種々の観点から提案している。それらを参照しつつ海外投資者の意思決定に役だつ企業情報が明らかにされた。そしてそのような企業情報が提供された場合でも、それが作成された基準が異なるときには、それにもとづいた企業間比較は不合理な結果をもたらすであろう。このため企業情報が比較可能なものとなるように、その基礎となる会計基準について国際的に調和化させるための活動が、先進主要国の職業会計士団体が中心となって開始された。1973 年以来 31 個の基準書が公表されたが、各

-18-

方面から種々の批判がなされ、各国の基準設定主体は一般に権威のあるものと認めていない。このようなマイナス的な既発表の国際会計基準が各国から理解されるように IASC は 1989 年から改善作業に入った。改善の主旨は「財務諸表の比較可能性」を目指した会計基準の統一化であった。このため IASC は既発表の国際会計基準の見直し、新規の会計問題の処理について取り組んでいる。各国で政治、経済および文化が異なるという統一化にとって困難なハードルを越えるため、各国の基準設定主体の前向きの取組みが要求される。IOSCO がその方向への支援的圧力を行うことによりその現実的具体化が可能となろう。また、二国間が相互に相手の会計基準を承認することにより、最終的に全体の地球的規模に会計基準の統一化を拡大することができるであろう。しかしこの統一化へのアプローチは非常に時間と費用がかかるであろう。

#### [参考文献]

網屋信介稿「海外における資金調達」企業会計, Vol. 43 No. 9, 1991年。

秋山純一稿「日本企業の年次報告書の海外における評価」商事法務, No. 1007, 1959 年。

一──稿「英文マニュアル・レポートの作成要領」商事法務, No. 1023, 1959 年。 黒川保美稿「EC 諸国における国際会計基準と EC 指令の国内化の現状」経理情報, No. 677, 1993 年。

白鳥栄一基調報告「国際会計基準委員会の現状と課題」経理情報, No. 687, 1993 年。

スタディ・グループ報告「中間財務情報の会計および監査の研究――各国の制度比較」 日本会計研究学会、昭和62年度中間報告、1987年。

関川正基調報告「IAS (国際会計基準) と日本の対応」経理情報, No. 678, 1993 年。

座談会「会計基準の国際的調和」企業会計, Vol. 43 No. 10, 1991年。

徳永忠昭稿「国際会計基準公開草案第32号『財務諸表の比較可能性』の主旨と概要」 企業会計、Vol. 41 No. 8, 1989 年。

広瀬義洲稿「会計基準の調和化をめぐる諸問題 (上)(下)」商事法務, No. 1297, 1298, 1992 年。

平松朗稿「改正省令に基づくセグメント情報の充実」商事法務, No. 1322, 1993年。

藤田幸男編著『国際化時代と会計』中央経済社,1994年。

山一証券経済研究所稿「増資白書」商事法務, No. 1290, 1994年。

古田寬·隅田一豊編著『国際会計概説』税務経理協会, 1982年。

- Beresford, D. R., "Internationalization of Accounting Standards: The Role of the Financial Accounting Standards Board," *Financial Executive*, May/ June 1990.
- ——, "What's the FASB Doing about International Accounting Standards?" op. cit.
- Choi, F. D. S., Handbook of International Accounting, John Wiley & Sons, Inc. 1991.
- Nobes, C. & Parker, R., *Issues in Multinational Accounting*, Philip Allan Pub. Limited, 1988.
- Peavey, D. & Webster, S., "Is GAAP the Gap to International Markets?" Management Accounting, August 1990.